

令和5年度第1回宮城地方最低賃金審議会 議事録

令和5年7月5日（水）午後2時
仙台サンプラザ 1階 ローズ

出席者

公益代表

小幡委員、熊谷委員、一言委員、柳井委員

労働者代表

阿部（祥大）委員、阿部（徹）委員、大宮委員、新関委員

使用者代表

阿部（昌展）委員、成田委員、半沢委員

開 会

補 佐 定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回、宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。報道関係の皆様には広報並びに円滑な審議運営について、御協力をよろしくお願いいたします。

私は、賃金室室長補佐の渡辺と申します、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

事前に桑原委員、齋藤委員、稲妻委員、佐藤委員より欠席の旨、報告をいただいております。

公益代表委員 4 名、

労働者代表委員 4 名、

使用者代表委員 3 名、

以上 11 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により会議が成立していることを報告いたします。

本日は、令和5年度第1回の審議会であり、事務局側も新たな体制となったことでもありますので、賃金室長から委員の皆様及び事務局職員を御紹介させていただきます。

賃金室長 この4月に着任しました賃金室長の洞口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしてあります資料番号1の名簿により、各委員を紹介させていただきます。本年5月15日に委員の改選がございまして今期は45期となります。

はじめに、公益を代表する委員ですが、今期初めて任命されました
小幡委員でございます。

…。

熊谷委員でございます。

…。

一言委員でございます。

…。

柳井委員でございます。

…。

次に、労働者を代表する委員ですが
阿部祥大委員でございます。

…。

今期初めて任命されました阿部徹委員でございます。

…。

同じく今期初めて任命されました大宮委員でございます。

…。

新関委員でございます。

…。

次に、使用者を代表する委員ですが、
阿部昌展委員でございます。

…。

成田委員でございます。

…。

今期初めて任命されました半沢委員でございます。

…。

次に事務局の紹介をさせていただきます。

本年3月31日に着任しました
竹内局長でございます。

…。

本多労働基準部長でございます。

…。

賃金室の渡辺室長補佐でございます。

…。

本年4月1日に着任しました

伊藤賃金指導官でございます。

…。

長谷川安全専門官でございます。

…

伊藤賃金調査員でございます。

…。

以上となります、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

補佐 議事に入ります前に、局長から御挨拶を申し上げます。

局長 委員の皆様には、何かと御多忙の中、宮城地方最低賃金審議会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

現行の宮城県最低賃金につきましては、昨年10月1日に改正・発効し、約9か月経過したところでございますが、本年度におきましても県内における一般労働者の賃金水準の改定状況、それから生計費の状況、経営の状況、雇用情勢の推移などを総合的に勘案し、改正決定の必要があるとの判断に至り、本日、宮城県最低賃金の改正決定の諮問をさせていただきます。

最低賃金額の審議に当たりましては、それぞれ公労使を代表する皆様で丁寧な審議をお願いしたいというふうに考えております。

去る6月16日に「経済財政運営と改革の基本方針2023」、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」、これらが閣議決定されており、「最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。」とされております。

宮城県最低賃金につきましては、昨年度、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響下ではございますが、30円の引上げとなりました。令和2年の1円引上げを除き、平成28年度から毎年3%を超える引上げが行われているところでございます。

御審議を賜るにあたりましては、経済情勢や雇用情勢、そして物価の上昇と経済の見通しなどが検討要素となってくると考えております。

経済状況につきましては、宮城県統計課で令和5年6月6日に発表されました「2023年5月のみやぎ経済月報」によりますと、「緩やかに持ち直している。」とされておきまして、慎重な判断が続いているところでございます。個人消費や雇用情勢については持ち直

しの動きがある一方で、生産や公共投資は足踏みや減少傾向となっている状況でございます。

また、当局でハローワークの求人求職を示す直近の有効求人倍率は5月の数値で1.38倍であり、令和2年9月の1.14倍を底に改善傾向が続いており、求人が緩やかに持ち直し、求人が求職を上回る状況で推移しているという状況でございます。

こうした指標も踏まえ、総合的セーフティネットとしての最低賃金制度が実効あるものとして運営されますよう、御審議を賜りたいと考えております。

委員の皆様には、審議に関して多大なる御負担をおかけすることになります。最低賃金制度の趣旨をなにとぞ御理解賜りまして御協力をよろしくお願い申し上げます。

開会にあたりまして私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

補佐 それでは議題（1）「会長及び会長代理の選出」について、事務局から提案させていただきます。

賃金室長 提案いたします。

最低賃金法第24条第2項により「会長は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」ということになっております。今申し上げた条文は、本日の参考資料「最低賃金決定要覧」の144ページに載っておりますので、必要な場合は後で御確認いただければと存じます。また、同条第4項により、会長代理につきましても同様となっております。

本審議会におきましては、従来から公益委員の皆様の中で決めていただき、その結果をお諮りするということにしておりましたが、本年度もそのように取り扱ってよろしいか、お諮りします。

各委員 （異議なし）

賃金室長 それでは、異議なしということですので、公益委員の皆様で協議いただきました結果について御報告いたします。

会長に熊谷委員、会長代理に柳井委員ということになりました。御承認をお願いいたします。

各委員 （異議なし）

賃金室長 御承認いただきましたので、会長に熊谷委員、会長代理に柳井委員が選出されました。ありがとうございました。

補 佐 それでは、会長及び会長代理から御挨拶をいただきたいと思います。初めに会長からお願いいたします。

熊谷会長 ただいま会長に選出されました熊谷でございます。会長として、公平公正な審議に努める所存ですので、委員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

補 佐 次に会長代理から御挨拶をお願いいたします。

会長代理 ただいま会長代理に選出されました柳井でございます。会長を補佐して、適切かつ効率的な審議が行われるよう努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

補 佐 それでは、会長が選出されましたので、これからの議事進行は会長をお願いいたします。

熊谷会長 それでは、議事進行を事務局から引き継ぎます。

議事に入ります前に、宮城地方最低賃金審議会運営規定第6条に則り、本日第1回及び次回第2回の審議会については、公開といたします。その後は、採決並びに採決に至る審議については、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、非公開といたします。

議事録及び会議資料について、公開の審議については議事録と会議資料は公開といたします。ただし、公開することにより、個人の情報保護に支障をきたすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合、又は、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると判断される場合には、会議資料の一部又は全部を非公開といたします。

非公開の審議会については、議事録を非公開としますが、代わりに議事要旨を作成して公開といたします。

以上のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

熊谷会長 次に、議題（２）「宮城県最低賃金の改正決定の諮問について」、局長から諮問をお受けしたいと思います。

局 長 宮城県最低賃金の改正決定について、諮問いたします。

熊谷会長 それでは、事務局で諮問文の写しを各委員に配付して読み上げてください。

指 導 官 では、事務局より諮問文を読み上げます。

宮労発基0705第1号
令和5年7月5日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏 殿

宮 城 労 働 局 長
竹 内 聡

宮城県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2023（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございました。
ただいま局長から宮城県最低賃金の改正について諮問を受けました。何か質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

各 委 員 （質問等なし）

熊谷会長 それでは、改正について審議を開始することといたします。
 次に議題（３）「宮城県最低賃金専門部会の設置及び廃止並びに関
 係者からの意見聴取について」事務局から説明をお願いします。

賃金室長 御説明いたします。
 最低賃金法第 25 条第 2 項に「最低賃金審議会は最低賃金の決定
 又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部
 会を置かなければならない。」と規定されておりますので、宮城県最
 低賃金専門部会を設置していただきたいと存じます。

 専門部会には、関係労使から各 3 名の委員候補者の推薦をしてい
 ただくため、本日、専門部会委員の推薦公示を行います。推薦期
 限は 7 月 19 日水曜日とさせていただければと思います。

 また、設置されました専門部会につきましては、最低賃金審議会
 令第 6 条第 7 項により「専門部会がその任務を終了したとき、具
 体的には当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了
 したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と
 されておりますので、本日の審議会において、その旨の議決をお願
 いいたしますと存じます。

 関係者からの意見聴取についてですが、最低賃金法第 25 条第 5
 項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃
 止の決定について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用
 者の意見を聴くものとする。」と規定されています。この意見聴取に
 つきましても、本日公示を行うこととし、こちら意見提出の締切
 りを 7 月 19 日水曜日とさせていただければと思います。御了承を
 お願いいたします。

 この関係労働者及び関係使用者からの意見聴取は、以前から委員
 の皆様の御了解により、審議会の場において意見陳述を行い、参考
 人は 2 人で 1 人 10 分以内の陳述とすることとし、本年度におい
 ても同様に、第 2 回の審議会の場で参考人の意見陳述を行うことと
 なりますので、よろしくようお願いいたします。

熊谷会長 ただいまの説明につきまして、御質問等がありますか。

各 委 員 （質疑なし）

熊谷会長 はい、特にないということですので、最低賃金法の規定に基づき
 宮城県最低賃金の改正について審議を行う専門部会を設置すること

といたします。

また、専門部会委員の関係労使からの推薦期限及び意見聴取の締切りはいずれも7月19日水曜日ということにさせていただきます。

次に、専門部会の廃止についてですが、あらかじめその任務が終了したとき、具体的には、「当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了したときに廃止する。」ということで、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷会長 それでは、専門部会がその任務を終了したとき、具体的には、「当該最低賃金専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了したとき」には、廃止するということにいたします。

次に、議題(4)最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 説明いたします。

最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されています。

当審議会におきましては、専門部会の金額審議について、公労使「全会一致」で決議された場合に、このように取り扱ってきたところです。これから設置されます宮城県最低賃金専門部会においても、この適用をお願いしたいと存じます。

熊谷会長 ただいま説明がありましたが、御質問等はございますか。本年度についても最低賃金審議会令第6条第5項を適用するというところで、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷会長 それでは、本年度についても最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の公労使「全会一致」で決議された場合には、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることといたします。

次に議題(5)の宮城県最低賃金専門部会の公開について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 はい、宮城県最低賃金専門部会の審議の公開について、御説明及び

御提案いたします。

専門部会の公開については、平成 16 年の第 4 回本審において、御議論いただき、平成 17 年度からは専門部会の公開については、

「具体的にはそれぞれの専門部会で判断する」

とされました。これまでは、「金額審議を行うため率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある」等としてすべて非公開で行われてきたところです。

今般、本年 4 月 6 日の中央最低賃金審議会全員協議会の報告において、「資料 9 の記の 1 (3) 議事の公開」にございますとおり、

「公労使三者が集まって議論を行う部分は公開すること適当である」

との結論が示されたところでございます。

他県の具体的な状況を確認しましたところ、公労使三者で審議を行う部分を公開としている県がございました。

昨年までの宮城の開催状況は、第 1 回の専門部会においては、多くの部分で公労使三者が集合して審議を行いますが、第 2 回以降は労使それぞれに分かれて金額の個別審議を行う部分がほとんどでございます。

については、公労使三者による全体審議が多くを占めている第 1 回の宮城県最低賃金専門部会については具体的な金額審議を除き、公労使三者が揃って審議を行う部分を公開とさせていただけるのではないかと考えます。

また、運営規程では専門部会の議事の公開・非公開については、部会長が判断することとなっておりますが、部会を公開する場合は遅くとも開催日の 14 日前までに公示をする必要がありますので、この場で提案させていただきます。御審議をお願いいたします。

熊谷会長 ただいま説明がありましたが、御質問等はございますか。

本年度は第 1 回宮城県最低賃金専門部会の公労使三者が揃って審議を行う部分については、公開とすることよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷会長 それでは、本年度については第 1 回最低賃金専門部会の公労使三者が揃って審議を行う部分については、公開することとします。

なお、第 1 回専門部会において具体的な金額審議に入る場合は、部会長の判断により公開・非公開にすることは変わりありません。

次に、議題 (6) 「特定最低賃金改正の必要性の有無の審議につい

て)、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 それでは、説明させていただきます。

宮城における特定最低賃金、従来は産業別最低賃金と呼ばれていたものですが、現在3つの業種に設定されており、関係労使から改正の申出があった場合に、審議会へ改正の「必要性の有無」の諮問をしています。

3業種の労働団体からは、令和5年度も特定最低賃金額を改正したいとの意向が表明され、事務局としましては、「最低賃金に関する実態調査」を実施しているところでございます。例年どおりですと、7月20日前後に「改正の申出書」が提出されることとなります。

この改正の「必要性の有無」の審議については、特別小委員会を設置して審議することができることになっておりますが、宮城においては平成10年以降審議の促進を図るということで、特別小委員会を設けなくて、本審の場で御審議いただいていた経過がございます。

今年度も、改正の「必要性の有無」の審議にあたり、特別小委員会を設置しないで、従来どおり本審において行うこととしたいと存じますが、それでよろしいか御確認をお願いいたします。

熊谷会長 ただいまの事務局の説明につきまして、何か質問や確認することはありませんか。

各委員 (質疑なし)

熊谷会長 それでは、特定最低賃金改正の「必要性の有無」の審議は、本年度も特別小委員会を設けず、次回の本審の場で行うということによろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷会長 それでは、特定最低賃金改正の「必要性の有無」の審議は、特別小委員会を設けず、本審の場で行うことにいたします。

熊谷会長 続きまして、議題(7)「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。ありましたら、説明をお願いします。

賃金室長 添付資料と次回の審議会日程等について説明させていただきます。

資料と参考資料に分かれてございますが、まず資料でございます。

資料番号1は、今期である第45期の今日現在の宮城地方最低賃金審議会委員の名簿です。

資料番号2は、宮城地方最低賃金審議会運営規程です。

資料番号3は、宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程です。

続きまして資料番号4から8及び本日追加でお配りした資料10番は労働関係などの各団体からの要請書等でございます。各団体の敬称は省略し、日付、宛先及び標題を御紹介いたします。

資料番号4は、2023年2月14日付け全国労働組合連絡協議会東北協議会及び同宮城協議会、全国一般労働組合全国協議会及び同宮城合同労働組合による労働局長宛の「『中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会の報告』に関する、申し入れ書」でございます。

資料番号5は、2023年4月14日付け宮城県春闘共闘会議・宮城県労働組合総連合による労働局長及び審議会会長宛の「宮城地方最低賃金審議会労働者委員の公正・公平な任命を求める要請書」でございます。

資料番号6は、2023年5月1日付け仙台弁護士会による審議会会長宛の「物価上昇に対応した最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明」でございます。

資料番号7は、2023年5月22日付け全労連東北地方協議会、全労連北海道地方協議会及び宮城県労働組合総連合による労働局長宛の「最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請」でございます。

資料番号8は、2023年6月14日付け宮城県労働組合総連合による労働局長及び審議会会長宛の「2023年宮城地方最低賃金の審議にあたっての要請」でございます。

資料番号10は、2023年6月27日付け宮城全労協による労働局長宛の「宮城県最低賃金の改定審議に関する要請」でございます。

資料番号9は、本年4月6日付けの中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告書でございます。先ほど御説明しました議事の公開のほかに目安が4ランクから3ランクに変更になり、宮城はこれまでABCDの4ランクのうちCランクであったのが、ABCの3ランクのうちのBランクに振り分けられたことが記載されております。

続きまして参考資料です。

「参考資料」として、今春闘に係る労働組合及び使用者団体の広報や、県内の経済、政府方針、最低賃金関係の宮城労働局のプレスリリース

などを添付しました。

参考資料 1～3 は今年の春闘の状況となります。

参考資料 4～6 は今年の経済の状況等となります

このうち、参考資料6は、今年5月に仙台市が行った、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・原材料価格の高騰による影響調査を行った結果の資料となっています。

参考資料 7 と8は、政府方針の最低賃金関係部分の抜粋となります。参考資料7は「経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）で5ページに最賃関連部分がございます。参考資料8は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」で13ページに最賃関連部分がございます。全国共通のものとして参考資料といたしましたが、本審議会での諮問にかかる重要な資料でございます。

参考資料9は、宮城労働局管下の労働基準監督署が、今年1月～3月に行った最低賃金に関する監督指導の結果を取りまとめたものがございます。

参考資料 10は、今回の審議会に関するプレスリリースでございます。

そのほかに、二つの参考図書等がございます。

ひとつは、「令和5年度宮城労働局行政運営方針の概要」と題するパンフレットで、宮城労働局の行政目標のPR版です。

最低賃金に関しては、11ページの5の(1)と(2)になります。「最低賃金、賃金引き上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援」と「最低賃金制度の適切な周知・履行確保」が記載されています。

二つ目は、「最低賃金決定要覧 令和5年度版」という冊子です。「最低賃金制度の概要」、「令和4年度の最低賃金の改正状況」、「中央又は都道府県の地域別・特定最低賃金」、「都道府県の地域別・特定最低賃金一覧」、そして資料として、「関係法令等」「日本産業分類」が掲載されています。

全国共通の審議会の資料ですので今後の審議の参考としていただければと思います。

ほかに委員全員配付ではないので、一覧には載せてございませんが、二つの冊子をお配りしております。

一つは、連合の「2023連合白書」で、労働者代表委員以外の委員に配付させていただきました。

二つ目は経団連の「2023年版経営労働政策特別委員会報告」で、使用者代表委員以外の委員に配付させていただきました。

最後に次回の審議会日程につきましては、7月31日（月）13時30分からとし、引き続き第1回目の専門部会を開催させていただくことといたします。

以上でございます。

熊谷会長 ただいまの資料の説明につきまして、質問等ありませんか。

各委員 （質疑なし）

熊谷会長 無いようですので、本日の諮問について、次回以降の審議会、あるいは今後設置される専門部会で更に議論を深めていただき充実した審議ができればと思います。

なお、次回の審議は、7月31日（月）午後1時30分から、場所は宮城労働局2階共用会議室で開催しますので、よろしく願います。

それでは、本日の審議会をこれで終了します。

補佐 以上を持ちまして、令和5年度第1回宮城地方最低賃金審議会の一切が終了いたしました。

報道関係者並びに傍聴者の皆様には御退席願います。

閉会